

那須烏山市随意契約ガイドライン
〔随意契約事務マニュアル〕

令和８年４月改正

那須烏山市総務課

目次

I	策定の趣旨	1
II	随意契約とは	1
III	ガイドラインの適用対象	2
IV	随意契約に係る留意事項	2
V	随意契約に係る運用の基準	3
1	施行令第167条の2第1項第1号の規定による場合	3
2	施行令第167条の2第1項第2号の規定による場合	5
3	施行令第167条の2第1項第3号の規定による場合	8
4	施行令第167条の2第1項第4号の規定による場合	11
5	施行令第167条の2第1項第5号の規定による場合	12
6	施行令第167条の2第1項第6号の規定による場合	13
7	施行令第167条の2第1項第7号の規定による場合	16
8	施行令第167条の2第1項第8号の規定による場合	17
9	施行令第167条の2第1項第9号の規定による場合	18
VI	随意契約に係る手続	19
VII	関係法令等	56
■	地方自治法	56
■	地方自治法施行令	57
■	地方自治法施行規則	62
■	地方公営企業法施行令	64
■	那須烏山市契約規則	65
■	那須烏山市随意契約事務取扱規程	70
■	令和7年度那須烏山市障がい者優先調達推進方針	83
■	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	85
■	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令	85
■	那須烏山市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する規則	87

I 策定の趣旨

このガイドラインは、随意契約により契約を執行する場合の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号に掲げる要件の解釈及び運用の基準を明らかにすることにより、随意契約による契約の執行を庁内において統一かつ適正に行うことができるようにするために策定したものです。

各所管課等においては、随意契約により契約を執行するときは、施行令、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号。以下「市契約規則」という。）及びこのガイドラインに基づき、随意契約の適合性を客観的かつ総合的に判断するとともに、根拠条文、当該根拠条文を採用した理由、契約の相手方を選定した理由等を明確にしておき、市民に対する説明責任が果たせるよう適切な運用を図ることが求められます。

II 随意契約とは

地方公共団体の行う契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、また、地方自治法は、これらの方法のうち、一般競争入札を原則とし、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、施行令で定める場合に限り行うことができる特例としています。

この特例の一つである随意契約は、競争入札の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法をいい、施行令第167条の2第1項において、随意契約によることができる要件が次のように列挙されています。

- 1 予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- 2 性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 3 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子福祉団体から役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者から新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

Ⅲ ガイドラインの適用対象

このガイドラインは、本市が締結する全ての随意契約を対象とします。

なお、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）の適用を受ける水道事業については、施行令第１６７条の２第１項各号を地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１４第１項各号に読み替えるものとします。

Ⅳ 随意契約に係る留意事項

随意契約は、競争入札に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方を任意に選定できるので、契約の内容によっては、特定の資産、信用、能力等のある市に最も有利な者を選定でき、さらに、契約事務に携わる職員の事務負担の軽減と経費の節減や事務の効率化も図れるなどの長所がある一方、競争の方法によらないため、契約が特定の業者に偏りがちになったり、契約金額が業務の内容に比して割高になるなどの弊害を生みやすく、また、契約の相手方の選定理由や選定過程などが不透明であったりするなどの短所があります。

このため、随意契約により契約を執行するときは、次の点に留意して、競争性、公正性及び透明性を確保した適切な執行に努めることが必要です。

１ 根拠条項の明確化

随意契約によるときは、施行令第１６７条の２第１項第１号から第９号までのどの要件に該当するのかを明らかにすること。

２ 競争性及び公正性の確保

随意契約によることとした場合であっても、競争を原則とした契約執行の理念を踏まえ、できる限り多くの者から見積りを徴してそれらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格での見積りをした者を契約の相手方とすること。

３ 透明性の確保

見積書の徴取を１人の者からとるときや、価格の有利性よりも優先される事由による場合は、どのような理由で１者しかないと判断したのか、何をもって価格の有利性に優先したのかを具体的に説明できるようにすること。

V 随意契約に係る運用の基準

1 施行令第167条の2第1項第1号の規定による場合

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

〔解釈〕

本号は、金額の少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、事務の簡素化を図るため、契約の目的に応じて金額の限度を示し、当該額の範囲内であれば、随意契約によることができるとしたものです。

本号を受けて、市契約規則第32条において、契約の種類ごとに随意契約できる額の範囲を次のとおり定めています。

なお、随意契約によることが簡便であるとして本来一本の契約であるべきものを故意に細分化し、本号の適用を受けることがあってはなりません。

（令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の限度額）

第32条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約は、予定価格が、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額以下のものとする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

(1) 「工事又は製造の請負」の解釈について

- ・建築物等の修繕については、本号に該当するものとして取り扱う。
- ・機械類の修繕については、その態様に応じて「製造」の範ちゅうに入るものもあるが、単にサービスの提供だけの内容のものについては、「役務の提供」に当たり第6号に該当する

ものとして取り扱う。

- ・印刷製本の請負については、「製造」に当たり本号に該当するものとして取り扱う。

(2) 「財産の買入れ」の解釈について

- ・本号の「財産」には、地上権、著作権、商標権、意匠権、特許権等の無体財産のほか、土地、建物、物品等の一切の財産を含むものとして取り扱う。ただし、直ちに消耗する食料や賄材料、ガソリン、電気、ガス等については、財産の形成及び保持ができないものであるので、本号の適用外とし第6号に該当するものとして取り扱う。

(3) 「物件の借入れ」及び「物件の貸付け」の解釈について

- ・本号の「物件」とは、ほぼ「物」と同義に解し、無体財産については除外するものとして取り扱う。
- ・賃貸借の契約については、予定賃貸借料の年額又は総額により適用を判断する。
- ・長期継続契約については、契約予定期間の総額により適用を判断する。

(4) 「前各号に掲げるもの以外のもの」の解釈について

- ・物品の修理、業務の委託、役務の提供、財産の形成及び保持ができない消耗品の購入等については、本号に該当するものとして取り扱う。
- ・単価契約であって総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額により適用を判断する。
- ・長期継続契約については、契約予定期間の総額により適用を判断する。

〔本号の規定による随意契約の限度額における消費税の取扱い〕

本号の規定により随意契約によることができる契約は、予定価格が市契約規則第32条の表に掲げる限度額以下のものですが、この限度額については、消費税及び地方消費税の額を含んだ額で判断します。

2 施行令第167条の2第1項第2号の規定による場合

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

〔解釈〕

本号では、性質又は目的が競争入札に適しない契約として、「不動産の買入れ又は借入れ」「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い」を例示したうえで、「その他の契約」に該当するものについては、個々具体の契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的かつ総合的に判断することとしています。

(1) 不動産の買入れ又は借入れ

不動産の買入れ又は借入れについては、通常特定の相手方との折衝の結果、価格その他の条件が整ったうえで初めて契約を締結するものであり、これは随意契約の方法による場合の典型的な事例であって、このような契約については、その性質そのものが競争入札に適さない性格をもっているため、随意契約によることができるとしたものです。

(2) 普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い

地方公共団体が必要とする物品で、ある特殊な品物を納入させる契約を締結する場合、その品物を業者が製造するかどうかについては、当該地方公共団体がもっている原材料をその業者に売り払ったうえで、その原材料を使用して品物を製造させた方が業者にとってもまた当該地方公共団体にとっても有利である場合又はそうせざるを得ない場合があり、そのような契約については、随意契約によることができるとしたものです。

(3) その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの

前2号以外の性質又は目的が競争入札に適しない契約とは、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができない契約や、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難な契約などをいい、おおむね次のような契約が該当します。

① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事の請負又は業務の委託であって、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

ア 特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事を施工するとき。

イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事を施工するとき。

ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の工事を施工するとき。

エ 特定の技術者でなければ製造できない物品の製造を委託するとき。

オ その他極めて特殊又は限定的な業務等であるため、特定の設備等の有無により受託できる者が特定される業務等を委託するとき。

② 経験や知識を特に必要とし、又は現場の状況等に特に精通した者を必要とする工事の請負又は業務の委託である場合

ア 本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に本工事を施工させなければならないとき。

イ 既設の設備等と密接不可分の関係にある設備等の工事で、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備等の工事を施工するとき。

ウ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託した場合、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがある業務を委託する場合

エ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等に係る工事の施工又は業務で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事を施工し、又は業務を委託するとき。

オ 災害応急工事、未然防止工事を行った者に引き続き本工事を行わせるとき。

カ 補償調査を行った業者に補償・補填工事を施工させるとき。

キ 一体の関係にある設計業務であるため、基本設計委託後の実施設計を基本設計施行者に行わせるとき。

ク 円滑な工事の施工又は一貫した工事の施工管理を必要とするため、設計業務の委託をした者に当該工事の施工管理を行わせるとき。

ケ 特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備・システムの改造、改良、保守、点検等の業務を委託するとき。

コ 既存の電算システムと一体的な関係にあるプログラムの増設、追加等を当該電算システムの開発者に行わせるとき。

サ その他特殊な技術、経験及び知識を必要とする業務又は効率的な業務の履行のため現場の状況等に特に精通した者を必要とする業務を委託するとき。

③ コンペ方式、プロポーザル方式等の競争又は比較競技により契約の相手方があらかじめ特定している場合

④ 契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的の達成上必要である場合

ア 試験問題の作成を委託するとき、又は試験のための物品を購入し、若しくは物品の製造を委託するとき。

イ その他市の行為を秘密にする必要がある場合

⑤ 特定の者でなければ納入することができない物品の買入れや借入れである場合

ア 特定の個人又は特定の企業において専有する物品を買い入れ、又は借り入れるとき。

イ 生産者から直接その契約に係る物品を買い入れるとき。

ウ 原版を保有する業者に印刷物等の作成を委託する場合であって、当該業者に依頼することが明らかに有利であると認められるとき。

⑥ 競争性の余地がない又は競争に付す必要がない契約である場合

ア 訴訟、調停、登記、鑑定、医療、調剤等の法令等により報酬が定められている事務を委託するとき。

イ 医師、弁護士等と締結する専門性が高い分野に関する業務でその性質及び金額に競争の余地が少ないと認められるものを委託するとき。

ウ 新聞、雑誌、追録、郵便切手、郵便葉書等でその性質及び金額に競争の余地がないと認められるものを購入するとき。

エ 保険等でその性質及び金額に競争の余地がないと認められるものの契約をするとき。

オ 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。

カ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。

キ その他競争性の余地がない又は競争に付す必要がないことが明らかであるとき。

⑦ その他契約について特別の目的がある場合

ア 運送又は保管をさせるとき

イ 条例又は議会の議決により財産を無償譲渡又は無償貸付けができる者に当該財産を売り払い、又は有償で貸し付けるとき。

ウ 災害により被災した者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。

エ 国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体、公共的団体又は公益法人その他営利を目的としない公益的団体と直接契約を締結するとき。

オ 外国で契約を締結するとき。

カ 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い、又は貸し付けるとき。

3 施行令第167条の2第1項第3号の規定による場合

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所若しくはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。（条文一部省略）

〔解釈〕

本号は、障害者福祉、高齢者福祉、母子福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう平成16年の施行令の改正により設けられたもので、対象とする契約は、次の3つに大別されます。

(1) 次に掲げる福祉関係施設等において製作された物品を買入れる契約をするとき。

- ① 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）
- ② 地域活動支援センター（障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）
- ③ 障害福祉サービス事業（障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業をいい、同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下同じ。）を行う施設
- ④ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）
- ⑤ ①から④までに準ずる者として地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者

(2) 次に掲げる福祉関係施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。

- ① 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所
- ② シルバー人材センター連合（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合をいう。）
- ③ シルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターをいう。）
- ④ ①から③までに準ずる者として地方自治法施行規則の定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者

(3) 次に掲げる母子福祉団体等が行う事業でその事業に使用される者が主として母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から受ける契約をするとき。

- ① 母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体
- ② ①に準ずる者として地方自治法施行規則の定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者

〔物品を買い入れる契約〕

具体的には次に掲げるような場合が該当します。

- (1) 備品、消耗品を購入する契約
- (2) 原材料を購入する契約
- (3) 事務事業に伴う記念品、飲食物等を購入する契約

〔役務の提供を受ける契約〕

具体的には次に掲げるような場合が該当します。

- (1) 市庁舎、施設の警備、管理等を目的とする委託契約
- (2) 広報紙、パンフレット等を配布する委託契約
- (3) 清掃、除草、せん定等の委託契約

なお、上記に掲げる契約をするときは、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、地方公共団体の規則で定める手続により情報の公表を行うことが必要であり、これを受けて、市契約規則第33条において、その手続を次のとおり定めています。

（令第１６７条の２第１項第３号又は第４号の規定による随意契約に係る手続）

第３３条 課長等は、令第１６７条の２第１項第３号又は第４号の規定による随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、当該契約の履行が可能な者が１人であるときは、これを省略することができる。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- (3) 契約の申込方法

２ 課長等は、前項に規定する随意契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の住所及び氏名（契約の相手方が法人その他の団体である場合にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 契約金額
- (4) 契約年月日
- (5) 契約の相手方を決定した理由

３ 前２項の規定による公表は、公告その他の方法により行うものとする。

４ 前３項に規定する随意契約に係る情報の公表は、予定価格が、物品を買い入れる契約にあっては１５０万円以下、役務の提供を受ける契約にあっては１００万円以下であるときは、これを省略することができる。

上記の具体的な運用については、本書８３ページ的那須烏山市障がい者優先調達推進方針（令和７年７月７日：毎年更新）を参照してください。

4 施行令第167条の2第1項第4号の規定による場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

〔解釈〕

本号は、中小企業者の独創性豊かな新商品を地方公共団体の長が認定し、当該新商品を広く周知し、その普及を促すことによって、当該企業の信用力を高め、販路開拓を支援するために平成16年の施行令の改正により設けられたものです。

〔運用〕

なお、上記に掲げる契約をするときは、第3号の手続と同様に、市契約規則第33条の定める手続により情報の公表を行うことが必要になります。

5 施行令第167条の2第1項第5号の規定による場合

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

〔解釈〕

「緊急の必要」とは、次に掲げるような場合が該当しますが、本号を適用するときは、「緊急の必要」があるかどうかということと「競争入札に付する時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できることが必要です。

なお、事務手続の遅滞による「緊急」は理由になりません。

- (1) 災害に伴う応急工事及び災害の未然防止のための応急工事を施工するとき。
- (2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を施工するとき。
- (3) 災害に伴う応急復旧用物品を購入するとき。
- (4) インフルエンザ等の感染症の発生に伴い緊急に必要な薬品等を購入するとき。
- (5) 選挙など法令等の規定により業務を行う期間の起点と終点が定められているものであって、当該業務の執行に伴い緊急に必要な物品を購入するとき。
- (6) 事務機器の破損及び故障に伴う緊急復旧用事務機器を借り入れるとき。
- (7) 災害に伴う応急復旧のための事務の委託をするとき。
- (8) その他緊急に施工しなければならない工事及び緊急に執行しなければならない業務に伴う物品の購入若しくは買入れ又は事務の委託であって、競争入札に付する時間的余裕がないものをするとき。

6 施行令第167条の2第1項第6号の規定による場合

競争入札に付することが不利と認められるとき。

〔解釈〕

「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、競争入札に付すると、納期又は工期、価格面、業務の品質、期間、安全性等で不利となることが認められる場合をいい、具体的には次に掲げるような場合が該当します。

【工事の施工である場合】

- (1) 現に契約中の施工者に施工させたほうが、工期の短縮及び経費の節減や工事の安全及び円滑かつ適切な施工が確保できる等有利であると認められるとき。

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事を施工するとき。

イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき。

- (2) 前工事に引き続き施工される工事であって、前工事の施工者に施工させたほうが、工期の短縮及び経費の節減や工事の安全及び円滑かつ適切な施工が確保できる等有利であると認められるとき。

ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事を施工するとき。

イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備を引き続き使用することができる当該後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全及び円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮及び経費の縮減が確保できるものに限る。）を施工するとき。

- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事であって、当該施工中の者に施工させたほうが、工期の短縮及び経費の節減や工事の安全及び円滑かつ適切な施工が確保できる等有利であると認められるとき。

ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事を施工するとき。

イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複又は錯綜する工事を施工するとき。

- (4) 何らかの理由により一旦執行を中止した工事を、その後の事情の変更等によって再び継続して施工する必要が生じたとき。

【業務の委託である場合】

(1) 現に契約中の受託者に委託したほうが、履行期間の短縮及び経費の節減や円滑かつ有効な成果が確保できる等有利であると認められるとき。

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加業務を委託するとき。

イ 現行委託業務と密接に関連する付帯的な業務を委託するとき。

(2) 前年度に引き続き委託する業務で、前年度の受託者に委託したほうが、履行期間の短縮及び経費の節減や円滑かつ有効な成果が確保できる等有利であると認められるとき。

ア 前年度に委託していた業務と引き続き委託する業務とが一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。）の完成を目的とする等密接不可分な関係にあるため、一貫した委託が技術的に必要とされる当該業務を委託するとき。

イ 前年度に委託していた業務と引き続き委託する業務が密接な関係にあり、かつ、前年度に委託していた業務の内容が引き続き委託する業務の内容に重大な影響を及ぼすと認められる当該業務を委託するとき。

ウ 施設の警備委託等であって、業務に必要な機械器具の設置及び撤去を行なうと施設の安全等の維持管理に問題が生じ、又は経費の削減の面で不利であると認められるとき。

(3) 庁内他の課等の委託に係る現に委託中の業務と重複する業務であって、当該受託者に委託したほうが、履行期間の短縮及び経費の節減や円滑かつ有効な成果が確保できる等有利であると認められるとき。

【物品の買入れ又は借入れである場合】

(1) 他の発注者の発注に係る業者に同仕様の物品の買入れ又は印刷の請負を発注したほうが、履行期間の短縮及び経費の節減や円滑かつ有効な成果が確保できる等有利であると認められるとき。

ア 教科書など県が指定する物品を購入するとき。

イ 母子手帳など県が取りまとめて発注する物品又は印刷物を購入するとき。

(2) 市が購入を希望する契約数量が多量であることにより、購入先を分けて買入れしなければ価格の高騰を招くおそれがあるとき。

(3) 現に契約中の賃借者から借り入れたほうが、経費の節減や円滑かつ有効な成果が確保できる等有利であると認められるとき。

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった事務機器を賃借するとき。

イ 本体事務機器と密接に関連する周辺機器を賃借するとき。

(4) 庁内他の課等の賃借に係る現に使用中の事務機器と重複する機器であって、当該賃借者から賃借したほうが、経費の節減や円滑かつ有効な成果が確保できる等有利であると認められると

き。

- (5) その他早急に契約を締結しなければ契約する時期を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないおそれのあるとき。

〔追加工事等の取扱い〕

追加工事等が、本体工事の請負金額の30%を超えないときは、本体工事の変更契約で行うことを原則とし、本体工事の請負金額の30%を超えるときは、分離することが著しく困難なものを除き、本号を適用し新たに契約を締結するものとします。ただし、この場合であっても本体工事の請負率の範囲内での契約をするよう留意してください。

〔第2号の規定による随意契約との違い〕

本号の規定による随意契約は、第2号の規定による随意契約（性質又は目的が競争入札に適しない契約）における適用関係と類似するケースがありますが、第2号の規定による随意契約は、その者しか履行できない場合であるのに対し、本号の規定による随意契約は、履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば、履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合となります。

7 施行令第167条の2第1項第7号の規定による場合

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

〔解釈〕

「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、具体的には次に掲げるような場合が該当します。

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資材等を多量に所有するため、当該者と随意契約したほうが、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。
- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用したほうが、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。
- (3) 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウや資料等を所有するため、当該者に委託したほうが、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。
- (4) 特定の者が開発したシステム等を利用したほうが、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるとき。
- (5) 特定の者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の者が保有している当該同一の物品の価格に比して著しく有利な価格でこれを買入れることができると認められるとき。
- (6) 競争の余地がない物品の買入れであって、公益的な理由により有利な価格でこれを買入れることができると認められるとき。

〔運用〕

「時価に比して著しく有利な価格」の基準としては、競争入札に付した場合の「最低制限価格」未満を目安とします。

8 施行令第167条の2第1項第8号の規定による場合

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

〔解釈〕

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、通常の状態においてそれに応ずる参加者がなかった（全ての者が辞退した）場合をいいます。

また、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 入札に付し、開札の結果、落札者がいない場合に、直ちにその場で再度の入札を行ったが、それでもなお落札者がいないとき。
- (2) 入札に付したが、入札者がいない、落札者がいない、落札者が契約を締結しない等の理由により不調となった場合に、再び公告をして、改めて入札を行ったが、それでもなお落札者がいないとき。

〔運用〕

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときであっても時間的余裕があるときは、一般競争入札においては、資格要件の緩和又は設計積算の見直しを行い、指名競争入札においては、指名替え等を検討し、再度の入札に付することとし、時間的余裕等の関係からやむを得ない場合に限り本号を適用することとします。

なお、本号を適用して随意契約による契約を締結するときは、競争入札に付し入札者がいない場合にあっては原則として入札参加の意思がなかった者以外の者を、再度の入札に付し落札者がいない場合にあっては原則として入札者以外の者を随意契約の相手方として見積書の提出を求めるものとします。ただし、本号を適用して随意契約による契約を締結するときは、契約保証金及び履行期限を除いて、最初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の入札の条件を変更することはできません。

9 施行令第167条の2第1項第9号の規定による場合

落札者が契約を締結しないとき。

〔解釈〕

「落札者が契約を締結しないとき」とは、入札の結果、落札者があったにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合をいい、このようなときは、改めて競争入札に付す時間がないこともあることから、随意契約によることができるとしたものです。

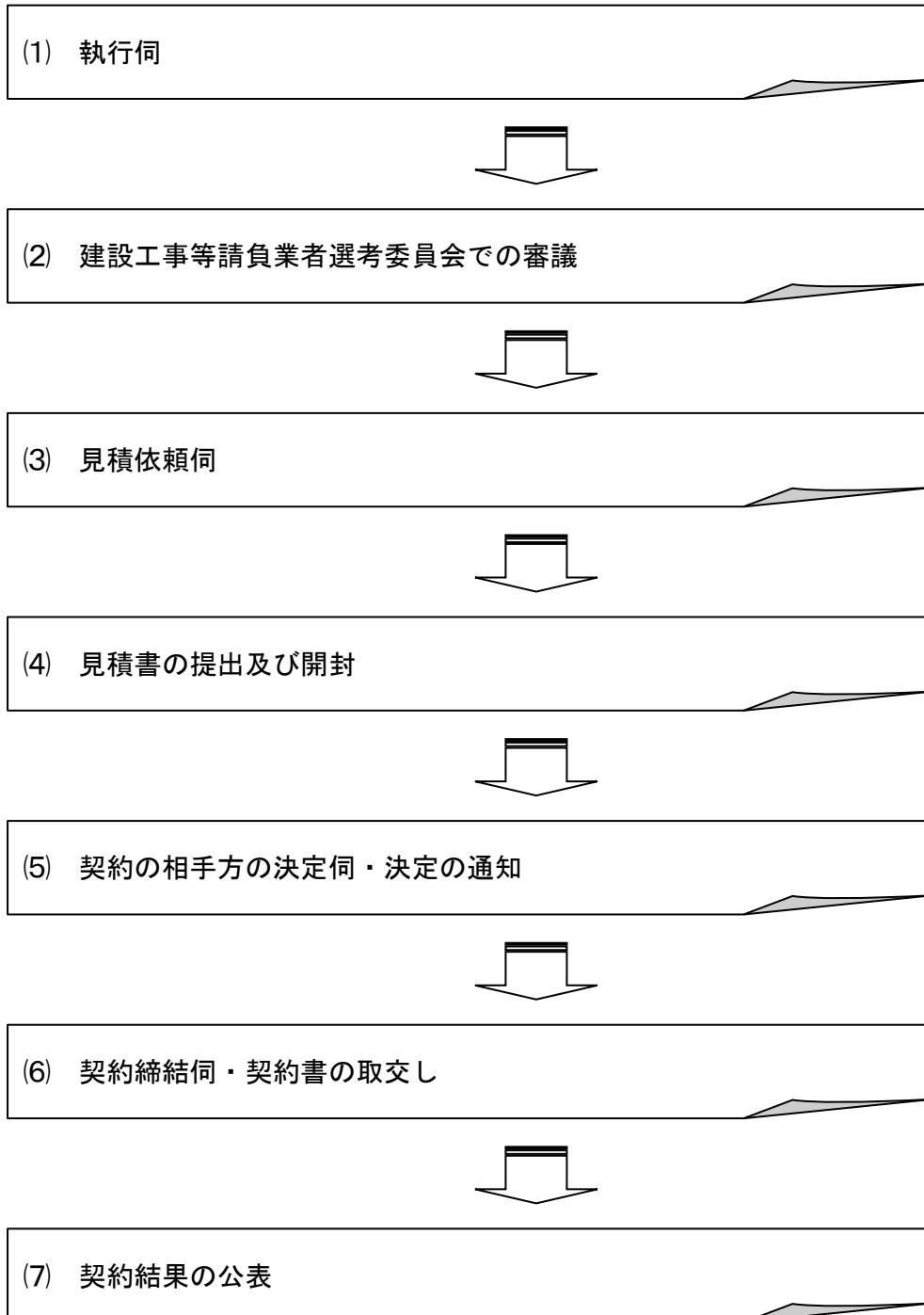
〔運用〕

落札者が契約を締結しないときであっても時間的余裕があるときは、第8号の運用の例により再度の入札に付することとし、時間的余裕等の関係からやむを得ない場合に限り本号を適用することとします。

なお、本号を適用して随意契約による契約を締結するときは、原則として順次、次順位の者に見積書の提出を求めるものとします。ただし、本号を適用して随意契約による契約を締結するときは、落札金額の範囲内において契約を締結しなければならない、かつ、履行期限を除いて、最初の競争入札に付するときに定めた入札の条件を変更することはできません。

VI 随意契約に係る手続

1 基本的な事務の流れ



2 各事務の説明

(1) 執行伺

〔概要〕

随意契約により契約を締結しようとするときは、見積書の徴取を省略する場合など簡易なものを除き、まず、当該契約の目的、内容、根拠条項、予定価格、見積りを徴する業者（以下「見積徴取業者」という。）等について、執行伺により所定の決裁を受けて執行しなければなりません。

なお、決裁を受けるに当たっては、施行令第167条の2第1項第1号の規定による少額随意契約である場合を除き、当該随意契約が次に掲げる規定によるものであるときは、それぞれに定める者の合議を経なければなりません。

- ① 施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号まで 総務課長
- ② 施行令第167条の2第1項第3号 健康福祉課長
- ③ 施行令第167条の2第1項第4号 商工観光課長

〔決裁権者〕

- | | |
|--------------|---|
| ・ 工事又は製造の請負 | 3,000万円を超えるもの 市長
200万円を超え3,000万円以下のもの 副市長
200万円以下のもの 課長 |
| ・ 財産の買入れ | 500万円を超えるもの 市長
150万円を超え500万円以下のもの 副市長
150万円以下のもの 課長 |
| ・ 業務委託（工事関係） | 1,000万円を超えるもの 市長
100万円を超え1,000万円以下のもの 副市長
100万円以下のもの 課長 |
| ・ 業務委託（その他） | 300万円を超えるもの 市長
100万円を超え300万円以下のもの 副市長
100万円以下のもの 課長 |

〔添付書類〕

- ・ 予定価格調書（省略できる場合あり）
- ・ 見積徴取業者選定調書（省略できる場合あり）

〔予定価格の設定について〕

予定価格は、入札における予定価格の設定の方法に準じて設定し、原則として予定価格調書を作成することになりますが、予定価格調書については、次のいずれかに該当するときは、執行伺に併記することによりその作成を省略することができ（市契約規則第34条第1項）、予定価格（契約価格）が10万円以下になることがあらかじめ見込まれる場合など所定の要件に該当するときは、予定価格の設定自体を省略することができます。（市契約規則第34条第2項）

- ① 締結しようとする契約の相手方が1人であるとき。
- ② 予定価格が50万円以下であるとき。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、予定価格調書を作成する必要がないと認められるとき。

〔見積徴取業者の選定について〕

随意契約により契約を締結しようときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければなりません。ただし、次のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を1人の者からとすることができ、予定価格が10万円以下である場合など所定の要件に該当するときは、見積書の徴取自体を省略することができます。（市契約規則第35条）

- ① 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- ② 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要があるとき。
- ③ 予定価格が20万円以下である契約をするとき。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、2人以上の者から見積書を徴することが困難であると認められるとき、又は2人以上の者から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

見積徴取業者の選定は、原則として、競争入札参加資格の認定を受けている者のうちから選定するものとします。ただし、予定価格（契約価格）が50万円以下になることがあらかじめ見込まれる建設工事及び建設工事に係る修繕については、那須烏山市小規模工事等契約希望者登録規程（平成17年那須烏山市規程第23号）の定めるところにより小規模工事等の契約希望者の登録を受けている者のうちから選定するよう努めるものとします。

なお、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができないときその他特別の理由があるときは、競争入札参加資格の認定の有無にかかわらず、見積徴取業者を選定することができることとします。この場合には、当該見積徴取業者に係る会社概要、業務実績等の情報を収集し、その適正性、信用力等を客観的に評価できるようにしておかなければなりません。

〔見積徴取業者選定調書の作成について〕

随意契約により契約を執行するときは、本書2ページの「Ⅳ 随意契約の留意事項」のとおり、根拠条項を明確化するとともに、競争性、公正性及び透明性の確保を図る必要があります。

このことを踏まえ、見積徴取業者の選定は、原則として見積徴取業者選定調書を作成して行うこととします。

特に施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までの規定による随意契約を締結しようとする場合において、見積書の徴取を1人の者からとるときは、どのような理由で1者しかないと判断したのかをこの見積徴取業者選定調書に具体的に記載することが必要です。

〔施行令第167条の2第1項第1号〕

随意契約が施行令第167条の2第1項第1号の規定による少額随契は、建設工事等請負業者選考委員会の審議を経る必要がなく、所管課長の決裁により契約することができます。

そのため、業者の選定にあつては、複数の業者から見積書を徴するなど、競争性、公正性及び透明性を確保した適切な執行に努めることが必要です。

〔施行令第167条の2第1項第2号から9号〕

随意契約が施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までの規定によるものであつて、予定価格が次に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに定める額を超えるものであるときは、見積徴取業者の選定について、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年那須烏山市規程第26号）に基づく建設工事等請負業者選考委員会の審議を経なければなりません。

- ① 工事又は製造の請負 200万円
- ② 財産の買入れ 150万円
- ③ 物件の借入れ 80万円
- ④ 財産の売払い 50万円
- ⑤ 物件の貸付け 30万円
- ⑥ 業務の委託その他①から⑤までに掲げるもの以外のもの 100万円

〔解説〕

建設工事等請負業者選考委員会は、建設工事等の契約の適正かつ円滑な執行を図るために設置された庁内の審議検討組織になります。

随意契約により契約を執行しようとする所管課においては、建設工事等請負業者選考委員会の審議を受けようとするときは、委員会開催日の7日前までに、見積徴取業者選定調書その他当該随意契約の参考となる資料を総務課長に提出しなければなりません。

なお、建設工事等請負業者選考委員会の審議の結果を受けるまでは、当該随意契約に係る見積依頼その他の手続を執行してはなりません。

起 案 例

取扱要領

回 議 用 紙

決 裁 区 分	1 市 長	簿冊名称	○×△□工事（業務）		審	印
	2 副市長 3 課 長		保存期間	永・10・5・3・1		
収 受	年 月 日		合 議			
起 案	令和 8 年 6 月 日					
決 裁	令和 年 月 日					
発 送	令和 年 月 日					
市 長	副市長	課 長	主 幹	課長補佐	係 長	係
✓	✓					
起案者 ○○○課 ○○グループ 主任 ○ ○ ○ ○						
件 名 ○×△□工事（業務）の執行（委託）及び見積依頼について （伺い）						
標記の件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号						
及び那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第32条第1号（又は第6号）の						
規定に基づく随意契約により、○×△□工事（業務）について、下記により執行（委託）して						
してよろしいか伺います。						
なお、決裁のうえは、見積徴取業者に対し、見積依頼をしてよろしいか併せて伺います。						
記						
1. 工事名（業務名） ○×△□工事（業務）						
2. 工事箇所（委託箇所） 那須烏山市中央×丁目×番×号ほか						
3. 設計書（仕様書） 別添1のとおり						

別記様式第1号（第2条関係）

予 定 価 格 調 書

作成日 令和 8年〇月〇〇日

予定価格を次のとおり定める。

所 管 課	〇〇課
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇屋根修繕工事
契 約 の 内 容	既存建物の屋根の一部について、破損箇所等の補修・交換を行なう。
設 計 額 又 は 予 算 額	1, 6 5 0, 0 0 0円 (消費税及び地方消費税を含む。)
予 定 価 格	1, 6 5 0, 0 0 0円 (消費税及び地方消費税を含む。)
備 考	

別記様式第2号（第2条関係）

見積徴取業者選定調書
(令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合)

所 管 課	〇〇課		
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇屋根修繕工事		
契 約 の 内 容	既存建物の屋根の一部について、破損箇所等の補修・交換を行なう。		
予 定 価 格	1,650,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)		
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第1号		
随 意 契 約 の 理 由	那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第32条の規定に基づく次の金額を超えないものであるため。 ☒ 工事又は製造の請負 200万円 ☐ 財産の買入れ 150万円 ☐ 物件の借入れ 80万円 ☐ 財産の売払い 50万円 ☐ 物件の貸付け 30万円 ☐ その他のもの 100万円 ※注 該当する契約の区分に✓をすること。		
見積徴取業者			
商号又は名称	代表者等氏名	住所	備考
(株)〇〇〇〇	〇〇〇〇	那須烏山市大桶〇〇番地	
△△△△(株)	〇〇〇〇	那須烏山市大金××番地	
(有)××××	〇〇〇〇	那須烏山市曲田△△番地	

起 案 例

別記様式第5号（第12条関係）

取扱要領

回 議 用 紙

決 裁 区 分	1 市 長	簿冊名称		○×△○○工事（業務）		審 査	印
	2 副市長 3 課 長						
収 受	年 月 日			合 議	総務課長 契約管財グループ		
起 案	令和 8 年 6 月○○日						
決 裁	令和 年 月 日						
発 送	令和 年 月 日						
市 長	副市長	課 長	主 幹	課長補佐	係 長	係	
✓							
起案者 ○○○課 ○○係 主任 ○ ○ ○ ○							
件 名 ○×△○○工事（業務）の執行（委託）について （伺い）							
標記の件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約により、○×△○○工事（業務）について、下記により執行（委託）してよろしいか伺います。							
なお、決裁のうえは、当該契約における予定価格が那須烏山市随意契約事務取扱規程（平成24年那須烏山市規程第27号）第4条第1項第1号（第5号）に規定する額を超えることから、同項の規定に基づき、見積徴取業者の選定について、市建設工事等請負業者選考委員会の審議に付してよろしいか併せて伺います。							
記							
1. 工事名（業務名） ○×△○○工事（業務）							

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

予 定 価 格 調 書

作成日 令和 8 年〇月〇〇日

予定価格を次のとおり定める。

所 管 課	〇〇課
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇災害応急工事
契 約 の 内 容	土砂排除・運搬・一部仮土留工 一式
設 計 額 又 は 予 算 額	2, 7 5 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
予 定 価 格	2, 7 5 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
備 考	

別記様式第3号（第2条関係）

見積徴取業者選定調書

（令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による随意契約の場合）

所 管 課	〇〇課		
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇災害応急工事		
契 約 の 内 容	土砂排除・運搬・一部仮土留工 一式		
予 定 価 格	2,750,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)		
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第5号		
当 該 随 意 契 約 を 適用する具体的理由 (※見積書の徴取を 1者からとした場合 はその具体的理由)	市が管理する道路である××線について、令和8年〇月〇日発生 の豪雨災害により当該××線に隣接する山林の一部が崩壊し、通 行ができない状況にあり、本線は、地域住民の唯一の生活道路で もあり、早急に対応する必要があるため、令第167条の2第1項 第5号を適用し、また、早急に対応する必要があることから、現 場に一番近い場所に事業所があり、かつ、今回応急工事のための 重機等を所有している上記業者が即時に対応が可能と判断し、当 該業者から見積書を徴取することとしたい。		
見積徴取業者			
商号又は名称	代表者等氏名	住所	備考
△△△△(株)	〇〇〇〇	那須烏山市大金××番地	

※注 見積書の徴取を1者からとするときは、どのような理由で1者しかないと判断したのかを具体的に記載すること。

(2) 見積依頼伺

〔概要〕

建設工事等請負業者選考委員会の審議の結果、見積徴取業者の選定が適当であると認められたときは、見積依頼伺により所定の決裁を受けて当該見積徴取業者に対する見積依頼をしなければなりません。

見積依頼をするときは、見積依頼書のほか、必要に応じて、設計書、図面、仕様書、特記仕様書等を作成し、見積徴取業者が適正な見積りを行えるように配慮するものとします。

なお、工事又は製造の請負以外のものに係る施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約であるときは、執行伺と見積依頼伺を併合して処理することができるものとします。

〔見積期間〕

見積書を徴しようとするときは、やむを得ない事情がある場合を除き、7日以上の見積期間を設けなければなりません。

この見積期間は、見積依頼書を郵送する場合は発送する日の翌日から起算し、その他の方法による見積依頼の場合は依頼日から起算し、那須烏山市の休日に関する条例（平成17年那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除いて算定するものとします。

〔施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約である場合〕

福祉関係施設から物品を買い入れる契約及び福祉関係施設やシルバー人材センターなどから役務の提供を受ける契約を締結しようとするときは、契約を締結する前に、契約の内容、契約の相手方の選定基準及び決定方法、契約の申込方法等について公告をした上で、見積依頼をしなければなりません。ただし、対象となる契約を履行できる者が1者であるとき、又は予定価格が、物品を買い入れる契約にあつては150万円以下、役務の提供を受ける契約にあつては100万円以下であるときは、これを省略することができます。

※上記の具体的な運用については、本書83ページ的那須烏山市障がい者優先調達推進方針（令和7年7月7日：毎年更新）を参照してください。

起 案 例

取扱要領

回 議 用 紙

決 裁 区 分	1 市 長	簿冊名称	○×△○○工事（業務）		審 査	公 印
	2 副市長 3 課 長		保存期間	永 ・ 10 ・ 5 ・ 3 ・ 1		
収 受	年 月 日		合 議			
起 案	令和 8 年 6 月○○日					
決 裁	令和 年 月 日					
発 送	令和 年 月 日					
市 長	副市長	課 長	主 幹	課長補佐	係 長	係
✓	✓					
起案者 ○○○課 ○○グループ 主任 ○ ○ ○ ○						
件 名 ○×△○○工事（業務）の執行（委託）に係る見積依頼について （伺い）						
○×△○○工事（業務）の執行（委託）については、当該工事（業務）の執行（委託）に係る見積徴取業者の選定について、市建設工事等請負業者選考委員会の審議に付したところ、令和						
○年 月 日付けで市長答申したところ、適当である旨の回答があったところです。						
については、見積徴取業者に対し、見積依頼をしてよろしいか伺います。						
（別添1のとおり意見があったところであります。については、当該意見にあった業者を加えた見積徴取業者に対し、見積依頼をしてよろしいか併せて伺います。）						
記						
1. 工事名（業務名） ○×△○○工事（業務）						
2. 工事箇所（委託箇所） 那須烏山市中央×丁目×番×号ほか						

那烏○第○○号
令和 8年6月○○日

(見積業者名) 御中

那須烏山市長 ○ ○ ○ ○

○○○○工事に係る見積りについて (依頼)

標記の件について、随意契約見積合わせを行いますので、下記により見積書を提出願います。

記

- 1 工事名
○○○○工事
- 2 工事箇所
那須烏山市○○○
- 3 見積内容
○○敷地内の建物（付帯設備を含む）の解体・撤去・処分及び整地に係る費用
※仮設費用も含みます。
- 4 工事期間
契約日から令和 8年○月□日（△）まで
- 5 見積書提出期限
令和 8年6月○日（○）※午後5時まで（郵送の場合は必着）
- 6 見積書提出場所（郵送先）
〒321-0692
那須烏山市中央1-1-1
那須烏山市役所○○庁舎○階 ○○課○○グループ
- 7 その他
 - (1) 現場説明の実施
 - ・令和 8年6月○○日（○）午前○時○○分から現地（○○○○○）に集合）において現場説明を行いますので、日程を調整の上、ご出席されますようお願いします。
 - ・都合が悪い場合には、ご連絡ください。
 - (2) 見積書提出上の注意
 - ・見積書の様式は、任意様式としますが、内訳が分かる様式で提出してください。
 - ・なお、消費税及び地方消費税の額を区分して記載するとともに、消費税及び地方消費税の額を含めた金額を見積金額として記載してください。
 - ・見積書の提出方法については、郵送又は直接持参により提出願います。その際には、見積書を入れた封筒に封をし、割印を押印のうえ提出してください。

担当課（問合せ先） ○○課○○グループ ○○ 電話○○-○○○○
--

(3) 見積書の提出及び開封

〔見積書の提出について〕

提出を受ける見積書は、見積徴取業者が適宜に作成した書式によるものとし、特に指定した場合を除き、消費税及び地方消費税の額を区分して記載させるとともに、当該消費税及び地方消費税の額を含めた金額を見積金額として記載させなければなりません。

また、見積書は、原則として、持参して提出させるものとします。ただし、必要に応じ、郵送によることもできます。

なお、見積書が正当な理由がなく指定した期日までに到着しないときは、これを無効とし、見積合わせを辞退したものとして取り扱うものとします。

〔見積書の開封について〕

見積徴取業者から提出を受けた見積書の開封は、課長が行うこととします。ただし、見積徴取業者から求めがあったときは、当該見積徴取業者を立ち合わせて行うことができます。

〔見積状況調書の作成について〕

見積書を開封したときは、見積状況調書を作成しなければなりません。

(4) 契約の相手方の決定伺・決定の通知

〔概要〕

見積書を開封し、契約の相手方を選定したときは、決定伺により所定の決裁を受けて、速やかにその旨を当該契約の相手方に通知しなければなりません。

なお、通知をするときは、当該通知のなかに契約の締結方法を明記しておくものとし、所管課において契約書の案を作成したときは、その契約書の案を当該通知に添付するものとします。

〔添付書類〕

- ・見積状況調書
- ・決定通知
- ・契約書の案（相手方に作成させる場合を除きます。）

〔契約の締結方法について〕

契約の締結は、市契約規則第43条の規定により契約書の作成を省略する場合を除き、次のいずれかに掲げる方法により契約書を作成し、当該契約書を取り交わすことにより行うことになります。（市契約規則第40条第2項）

- ① 契約の相手方に契約書の案の作成及び記名押印を求め、当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法
- ② 所管課において契約書の案を作成し、当該契約の相手方に当該契約書の案を送付して記名押印させ、更に当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

〔契約の相手方とならなかった者に対する通知について〕

見積書を提出した見積徴取業者のうち契約の相手方とならなかった見積徴取業者に対しては、その旨並びに決定した契約の相手方の名称及び契約予定金額を通知しなければなりません。

〔契約書の作成を省略する場合〕

市契約規則第43条第1項第1号又は第2号の規定により契約書の作成を省略するときは、同条第2項の規定により請書その他適当な文書を徴しなければなりません。

起 案 例

取扱要領

回 議 用 紙

決 裁 区 分	1 市 長	簿 冊 名 称		○×△○○工事（業務）		審	印
	2 副市長	保 存 期 間		永 ・ 10 ・ 5 ・ 3 ・ 1			
収 受	年 月 日			合 議			
起 案	令和 8 年 6 月○○日						
決 裁	令和 年 月 日						
発 送	令和 年 月 日						
市 長	副市長	課 長	主 幹	課長補佐	係 長	係	
✓							
起案者 ○○○課 ○○グループ 主任 ○ ○ ○ ○							
件 名 ○×△○○工事（業務）の契約業者の決定について （伺い）							
標記の件について、令和 8年○月○日付け那須○第××号により○月○日を期限として見積依頼							
をしたところ、見積書の提出がありましたので、○○課内において開封をした結果、別添1の見積							
状況調書のとおりでありました。							
については、下記の業者の見積額が最も低廉であり、契約の相手方として適正であると判断されるの							
で、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第37条及び那須烏山市随意契約							
事務取扱規程（平成24年那須烏山市規程第27号）第10条の規定に基づき、当該業者を契約の							
相手方としてよろしいか伺います。							
なお、決裁のうえは、同規則第38条及び同規程第11条の規定により決定の通知をし、併せて							
下記のとおり契約書（請書）の作成を指示してよろしいか併せて伺います。							

記	
1. 工事名（業務名）	○×△○○工事（業務）
2. 工事箇所（委託箇所）	那須烏山市中央×丁目×番×号ほか
3. 工事期間（委託期間）	令和 8年○月○日～令和 8年○月○日
4. 契約の相手方	株式会社 ○○○○ 那須烏山市○○ ××番地
	代表取締役 △△ △△
5. 予定価格	1, 6 5 0, 0 0 0円（消費税及び地方消費税を含んだ額）
6. 契約金額	1, 4 3 0, 0 0 0円（消費税及び地方消費税を含んだ額）
7. 採用業者に対する通知	別添2のとおり
8. 採用外業者に対する通知	別添3のとおり
9. 契約の締結方法	
那須烏山市契約規則第40条第2項第1号の規定により契約の相手方に契約書の案の作成及び記	
名押印を求め、当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法により行う。	
（那須烏山市契約規則第40条第2項第2号の規定により当方において契約書の案を作成し、契約の	
相手方に当該契約書の案を送付して記名押印を求め、更に当該契約書の案の提出を受けてこれに記	
名押印する方法により行う。）	
（那須烏山市契約規則第43条第1項第1号（第2号）の規定により契約書の作成を省略し、同	
条第2項本文の規定により請書を徴することにより行う。）	
10. 契約書（請書）の案	別添4のとおり
11. 契約保証金	○○, ○○○円
（又は那須烏山市契約規則第45条第1項第○号の規定に基づき免除）	
0	

別記様式第4号（第9条関係）

見積状況調書

所 管 課	〇〇課				
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇屋根修繕工事				
予 定 価 格	1,650,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)				
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第1号				
見 積 書 開 封 日 時	令和 8年〇月〇日 午後5時				
見 積 書 開 封 場 所	那須烏山市南那須庁舎〇〇課内				
見 積 書 開 封 立 会 者	〇〇課長、〇〇課長補佐、〇〇係長、〇〇主任				
見 積 徴 取 業 者 名	第1回		第2回		備 考
	金 額（税 込 み）	順 位	金 額（税 込 み）	順 位	
㈱〇〇〇〇	1,430,000円	1	円		決定
△△△△㈱	1,595,000円	3	円		
(有)××××	1,540,000円	2	円		
	円		円		
	円		円		

那鳥○第○○号

令和 8年6月○日

(株)○○○○ 様

那須烏山市長 ○ ○ ○ ○

○○○○工事に係る随意契約見積合わせの結果について（通知）

過日は、上記工事に係る見積書をご提出いただきありがとうございました。

見積内容を慎重に検討した結果、**採用**することとしましたので通知いたします。

つきましては、契約書の作成を依頼いたしますので、記名押印のうえ○○課○○グループ（担当：○○）までご提出くださるようお願いいたします。

担当課（問合せ先）

○○課○○グループ ○○

電話○○－○○○○

那鳥○第○○号

令和 8年6月○日

見積書提出業者 様

那須烏山市長 ○ ○ ○ ○

○○○○工事に係る随意契約見積合わせの結果について（通知）

過日は、上記工事に係る見積書をご提出いただきありがとうございました。

見積内容を慎重に検討した結果、**不採用**となりましたので通知いたします。

なお、契約予定金額は○○○，○○○円（消費税等込み）で、契約の相手方は㈱○○○
○でありましたので申し添えいたします。

担当課（問合せ先）

○○課○○グループ ○○

電話○○－○○○○

工 事 請 負 請 書

工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇屋根修繕工事
工 事 場 所	那須烏山市中央△丁目△番△号
工 期	令和 8 年 7 月 1 日から 令和 8 年 7 月 3 1 日まで
請 負 代 金 額	金 9 6 8 , 0 0 0 円 (うち消費税及び地方消費税の額 8 8 , 0 0 0 円)
契 約 保 証 金	那須烏山市契約規則第 4 5 条第 1 項第 8 号アの規定により免除

上記の工事について、次の事項を守り、信義に従って誠実にこれを施工します。

- 1 頭書の工事を頭書の工期内に完成すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を市長の承認を得ることなく第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- 3 工事の施工に関しては、市長の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。
- 4 工事に使用する材料は、使用する前に監督員の検査を受けて合格したものを使用しなければならず、検査の結果、不合格となった材料は、直ちに引き取ること。
- 5 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施工するときは、監督員の立会いの下に施工すること。
- 6 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、市長又は監督員から設計図書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金額の増額又は工期の延長の請求はできないこと。
- 7 請負者の責めに帰する理由により頭書の工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして工期内に届け出ること。この場合において、工期を超えて完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして市長の承認を受け、那須烏山市契約規則（平成 2 4 年那須烏山市規則第 3 3 号）第 5 2 条の定めるところによる遅延損害金を支払い、工事を完成すること。
- 8 請負者の責めに帰する理由によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納入されていないときは、請負代金額の 1 0 分の 1 に相当する額の違約金を市長の指定する期間内に支払うこと。
- 9 工事が完成したときは書面により通知し、検査に合格したときは遅滞なく工事の目的物を引き渡すこと。
- 1 0 本書に定めのない事項については、必要に応じて市長と協議すること。

令和 8 年 6 月〇〇日

那須烏山市長 あて

所 在 地 那須烏山市大桶〇〇〇番地

請負者 商号又は名称 〇〇〇〇〇

代表者の氏名 〇 〇 〇 〇 印

別記様式第 6 号（第 1 2 条関係）

物 品 売 買 請 書

品 名	規 格	数 量	単 価（円）	金 額（円）
ワンタッチストップカー	A 4 又は A 3 タイプ	200箱	500	100,000
コピー用紙	A 4	100箱	1,800	180,000
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		10%	28,000円	
合 計（契 約 金 額）		金308,000円		
契 約 保 証 金	那須烏山市契約規則第45条第1項第8号オの規定により免除			
納 入 期 限	令和 8 年 7 月 2 0 日までに納入するものとする。			
納 入 場 所	那須烏山市烏山庁舎〇階 〇〇課			

上記の物品の売渡しについて、次の事項を守り、誠実にこれを履行します。

- 1 物品を納入するときは、納品書により通知すること。
- 2 納入した物品は、検査に合格したときをもって引渡しがされたものとする。
- 3 納入した物品に隠れたかしがあるときは、1 年間、当該かしを補修し、又は市長の指示に従い当該かしがある物品を交換し、若しくは当該かしによって生じた損害を賠償すること。
- 4 売渡人の責めに帰する理由により納入期限までに物品を納入しないときは、那須烏山市契約規則（平成 2 4 年那須烏山市規則第 3 3 号）第 5 2 条の定めるところによる遅延損害金を支払うこと。
- 5 本書に定めのない事項については、必要に応じて市長と協議すること。

令和 8 年 6 月〇〇日

那須烏山市長 あて

所 在 地 那須烏山市大金〇〇番地

売渡人 商号又は名称 △△△△(有)

代表者の氏名 ○ ○ ○ ○ 印

業 務 委 託 請 書

業 務 名	〇〇〇〇保守管理作業業務委託
業 務 場 所	那須烏山市下境 × × 番地ほか
履 行 期 間	令和 8 年 7 月〇〇日から 令和 8 年 9 月〇〇日まで
委 託 金 額	金 3 3 0 , 0 0 0 円 (うち消費税及び地方消費税の額 3 0 , 0 0 0 円)
契 約 保 証 金	那須烏山市契約規則第 4 5 条第 1 項第 8 号オの規定により免除

上記の業務について、次の事項を守り、信義に従って誠実にこれを履行します。

- 1 頭書の業務を頭書の履行期間内に完了すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を市長の承認を得ることなく第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- 3 業務の履行に関しては、市長の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。
- 4 業務の履行が設計図書に適合しない場合において、市長又は監督員から設計図書に基づく修補の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、委託金額の増額又は期間の延長の請求はできないこと。
- 5 受託者の責めに帰する理由により頭書の履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして履行期間内に届け出ること。この場合において、履行期間を超えて完了する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして市長の承認を受け、那須烏山市契約規則（平成 2 4 年那須烏山市規則第 3 3 号）第 5 2 条の定めるところによる遅延損害金を支払い、業務を完了すること。
- 6 受託者の責めに帰する理由によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納入されていないときは、委託金額の 1 0 分の 1 に相当する額の違約金を市長の指定する期間内に支払うこと。
- 7 業務が完了したときは書面により通知し、検査に合格したときは遅滞なく業務の目的物を引き渡すこと。
- 8 本書に定めのない事項については、必要に応じて市長と協議すること。

令和 8 年 6 月〇〇日

那須烏山市長 あて

所 在 地 那須烏山市〇〇 × × 番地

受託者 商号又は名称 (有)△△△△

代表者の氏名 〇 〇 〇 〇 

(5) 契約締結伺・契約書の取交し

〔概要〕

契約書を作成する契約は、市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときをもって確定することになります。(地方自治法第234条第5項)

よって、契約の相手方から記名押印された契約書の案の提出を受けたときは、当該提出のあった契約書の案を添付し、契約の締結伺により所定の決裁を受けて当該契約書の取交しを行うこととします。

なお、契約の相手方の決定伺とは別に伺う必要があることに留意しなければなりません。

〔契約書の取交し〕

契約の相手方から提出を受けた記名押印された契約書の案に記名押印し、当該契約を確定させるとともに、当該契約書の1通を当該契約の相手方に送付するものとします。

起 案 例

取扱要領

回 議 用 紙

決 裁 区 分	1 市 長	簿冊名称		○×△○○工事（業務）		審	印
	2 副市長 3 課 長	保存期間		永・10・5・3・1			
収 受	年 月 日			合 議			
起 案	令和 8 年 6 月○○日						
決 裁	令和 年 月 日						
発 送	令和 年 月 日						
市 長	副市長	課 長	主 幹	課長補佐	係 長	係	
✓	✓						
起案者 ○○○課 ○○係 主任 ○ ○ ○ ○							
件 名 ○×△○○工事（業務）の契約の締結について （伺い）							
標記の件について、令和 8 年○月○日付け那須○第××号により決定通知をし、契約書の作成を							
依頼したところ、別添1のとおり契約書の提出がありました。							
については、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第40条第5項及び那須烏山							
市随意契約事務取扱規程（平成24年那須烏山市規程第27号）第13条の規定に基づき、下記業者と							
契約を締結してよろしいか伺います。							
（なお、決裁のうえは、今回の契約が同規程第14条第1項第1号（又は第5号）に定める額を超え							
るものであることから、別添2の随意契約結果調書を総務課長あて提出してよろしいか併せて伺いま							
す。）							
（なお、決裁のうえは、今回の契約が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の							

別記様式第8号（第14条関係）

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	〇〇課	
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇災害応急工事	
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第5号	
当 該 随 意 契 約 を 適用した具体的理由	市が管理する道路である××線について、令和〇年〇月〇日発生の豪雨災害により当該××線に隣接する山林の一部が崩壊し、通行ができない状況にあり、本線は、地域住民の唯一の生活道路でもあり、早急に対応する必要があるため。	
工事場所、履行場所又は 納 入 の 場 所	那須烏山市大金地内（大金××番地ほか）	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	土砂排除・運搬・一部仮土留工 一式	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	土木一式工事	
工事期間、履行期 間 又 は 納 入 期 限	令和 8年6月〇〇日～ 令和 8年7月〇〇日	
契 約 の 相 手 方	住 所	那須烏山市大金××番地
	会 社 名	〇〇〇〇(株)
	代 表 者 名	〇〇〇〇
予 定 価 格	2,750,000円（税込み）	
契 約 金 額	2,750,000円（税込み）	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 経 過 及 び 当 該 相 手 方 を 選 定 し た 理 由	早急に対応する必要があることから、現場に一番近い場所に事業所があり、かつ、今回応急工事のための重機等を所有している上記業者が即時に対応が可能と判断し、当該業者から見積書を徴し、契約の相手方に選定した。	

別記様式第9号（第15条関係）

変 更 契 約 調 書

所 管 課	〇〇課	
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇屋根修繕工事	
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第1号	
契 約 の 相 手 方	住 所	那須烏山市大桶〇〇〇番地
	会 社 名	㈱〇〇〇〇
	代 表 者 名	〇〇〇〇
当 初 契 約 の 内 容	既存建物の屋根の一部について、破損箇所等の補修・交換を行なう。	
変 更 契 約 の 理 由 及 び そ の 内 容	既存建物の屋根の一部について、破損箇所等の補修・交換を行ったところ、当初見込めなかった追加箇所が発見され、補修する必要性が生じたため、追加箇所の補修を行う。	
当 初 契 約 年 月 日	令和 8年6月〇〇日	
変 更 契 約 年 月 日	令和 8年7月〇〇日	
当 初 の 工 事 期 間 又 は 履 行 期 間	令和 8年7月1日～ 令和 8年7月31日	
変 更 後 の 工 事 期 間 又 は 履 行 期 間	令和 8年7月1日～ 令和 8年8月10日	
当 初 契 約 金 額	968,000円（税込み）	
変 更 金 額	55,000円（税込み）	
変 更 後 の 契 約 金 額	1,023,000円（税込み）	

(6) 契約結果の公表

〔概要〕

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号）においては、予定価格が２５０万円を超える建設工事に係る随意契約の締結については、どのような理由により契約の相手方を選定したのか、その理由の公表が義務付けられていますが、本市においては、那須烏山市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する規則（平成１７年那須烏山市規則第３６号）により法律が要請する公表の範囲に上乘せして、締結した随意契約の予定価格が次に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに定める額を超えるものであるときは、契約の相手方、契約金額等の契約の内容及び当該契約の相手方を選定した理由の公表をすることとしています。

- ① 工事又は製造の請負 ２００万円
- ② 財産の買入れ １５０万円
- ③ 物件の借入れ ８０万円
- ④ 財産の売払い ５０万円
- ⑤ 物件の貸付け ３０万円
- ⑥ 業務の委託その他①から⑤までに掲げるもの以外のもの １００万円

〔随意契約結果調書等の提出〕

随意契約を締結した所管課においては、当該随意契約が上記に掲げるものであるときは、随意契約結果調書及び見積状況調書を総務課長に提出しなければなりません。

〔契約を変更した場合の契約変更調書の提出〕

また、随意契約を締結した後に当該契約について契約金額の変更を伴う変更をしたときは、変更契約調書を総務課長に提出しなければなりません。

〔随意契約結果調書等の公表〕

所管課から提出を受けた随意契約結果調書及び見積状況調書並びに変更契約調書については、総務課の窓口に備え置き、閲覧に供することにより公表することとします。

〔施行令第１６７条の２第１項第３号又は第４号の規定による随意契約である場合〕

福祉関係施設から物品を買い入れる契約及び福祉関係施設やシルバー人材センターなどから役務の提供を受ける契約のうち、予定価格が、物品を買い入れる契約にあつては１５０万円、役務の提供を受ける契約にあつては１００万円を超えるものを締結したときは、随意契約結果調書及

び見積状況調書を総務課長へ提出するほか、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等について健康福祉課に報告しなければなりません。

※上記の具体的な運用については、本書 83 ページの那須烏山市障がい者優先調達推進方針（令和 7 年 7 月 7 日：毎年更新）を参照してください。

起 案 例

取扱要領

回 議 用 紙

決 裁 区 分	1 市 長	簿冊名称		○×△○○工事（業務）		審	印
	2 副市長 3 課 長	保存期間		永・10・5・3・1			
収 受	年 月 日			合 議			
起 案	令和 8 年 6 月○○日						
決 裁	年 月 日						
発 送	年 月 日						
市 長	副市長	課 長	主 幹	課長補佐	係 長	係	
✓	✓						
起案者 ○○○課 ○○グループ 主任 ○ ○ ○ ○							
件 名 ○×△○○工事（業務）の契約の締結について （伺い）							
標記の件について、令和 8 年○月○日付け那須○第××号により決定通知をし、契約書の作成を							
依頼したところ、別添1のとおり契約書の提出がありました。							
については、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第40条第5項及び那須烏山							
市随意契約事務取扱規程（平成24年那須烏山市規程第27号）第13条の規定に基づき、下記業者と							
契約を締結してよろしいか伺います。							
（なお、決裁のうえは、今回の契約が同規程第14条第1項第1号（又は第5号）に定める額を超え							
るものであることから、別添2の随意契約結果調書を総務課長あて提出してよろしいか併せて伺いま							
す。）							
（なお、決裁のうえは、今回の契約が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の							

別記様式第8号（第14条関係）

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課	〇〇課	
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇災害応急工事	
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第5号	
当 該 随 意 契 約 を 適用した具体的理由	市が管理する道路である××線について、令和 8年〇月〇日発生 の豪雨災害により当該××線に隣接する山林の一部が崩壊し、 通行ができない状況にあり、本線は、地域住民の唯一の生活道路 でもあり、早急に対応する必要があるため。	
工事場所、履行場所 又は納入の場所	那須烏山市大金地内（大金××番地ほか）	
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要	土砂排除・運搬・一部仮土留工 一式	
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分	土木一式工事	
工事期間、履行期 間 又 は 納 入 期 限	令和 8年6月〇〇日～ 令和 8年7月〇〇日	
契 約 の 相 手 方	住 所	那須烏山市大金××番地
	会 社 名	〇〇〇〇(株)
	代 表 者 名	〇〇〇〇
予 定 価 格	2, 5 0 0, 0 0 0 円（税込み）	
契 約 金 額	2, 5 0 0, 0 0 0 円（税込み）	
契約の相手方の選 定経過及び当該相 手方を選定した理由	早急に対応する必要があることから、現場に一番近い場所に事業 所があり、かつ、今回応急工事のための重機等を所有している上 記業者が即時に対応が可能と判断し、当該業者から見積書を徴 し、契約の相手方に選定した。	

別記様式第9号（第15条関係）

変 更 契 約 調 書

所 管 課	〇〇課	
契 約 の 件 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇屋根修繕工事	
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第1号	
契 約 の 相 手 方	住 所	那須烏山市大桶〇〇〇番地
	会 社 名	(株)〇〇〇〇
	代 表 者 名	〇〇〇〇
当 初 契 約 の 内 容	既存建物の屋根の一部について、破損箇所等の補修・交換を行なう。	
変 更 契 約 の 理 由 及 び そ の 内 容	既存建物の屋根の一部について、破損箇所等の補修・交換を行ったところ、当初見込めなかった追加箇所が発見され、補修する必要があるため、追加箇所の補修を行う。	
当 初 契 約 年 月 日	令和 8年6月〇〇日	
変 更 契 約 年 月 日	令和 8年7月〇〇日	
当 初 の 工 事 期 間 又 は 履 行 期 間	令和 8年7月1日～ 令和 8年7月31日	
変 更 後 の 工 事 期 間 又 は 履 行 期 間	令和 8年7月1日～ 令和 8年8月10日	
当 初 契 約 金 額	945,000円（税込み）	
変 更 金 額	52,500円（税込み）	
変 更 後 の 契 約 金 額	997,500円（税込み）	

VII 関係法令等〔抜粋〕

■地方自治法（昭和22年法律第67号）

第6節 契約

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

■地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第6節 契約

（指名競争入札）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第167の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第26項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第167条の3 地方自治法第234条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第167条の5 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(一般競争入札の公告)

第167条の6 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実と認める担保の提供をもつて代えることができる。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第167条の8 一般競争入札の開札は、第167条の6第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。
- 3 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第167条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合)

第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としてすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としてすることができる。

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方

公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかななければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

（指名競争入札の参加者の資格）

- 第167条の11** 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。
 - 3 第167条の5第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（指名競争入札の参加者の指名等）

- 第167条の12** 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。
- 2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。
 - 3 第167条の6第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
 - 4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第167条の6第2項の規定により明らかにしておかななければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

（指名競争入札の入札保証金等）

第167条の13 第167条の7から第167条の10まで及び第167条の10の2（第6項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

（せり売りの手続）

第167条の14 第167条の4から第167条の7までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

（監督又は検査の方法）

第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

（契約保証金）

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第167条の7第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

■地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）

〔障害者支援施設等に準ずる者の認定の基準〕

- 第12条の2の3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下この条及び第12条の4において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第1項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

〔新たな事業分野の開拓を図る者を認定するとき〕

- 第12条の3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。
- (1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 次項第4号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
- (1) 新商品の生産の目標
- (2) 新商品の内容
- (3) 新商品の生産の実施時期
- (4) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第1項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第1項の規定により確認された実施計画（前項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従って新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。
- 6 前項の規定は、第3項の実施計画の変更について準用する。

〔学識経験者への意見の聴取〕

- 第12条の4 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

〔契約書等の電子署名〕

第 12 条の 4 の 2 地方自治法第 234 条第 5 項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名（電子情報処理組織を使用して契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する同項第 2 号に定める電子証明書と併せて送信されるものに限る。）とする。

■地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）

（随意契約）

第２１条の１４ 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸賃借料の年額又は総額）が別表第１の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
 - (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - (3) 障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第５条第１２項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第２６項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１４項に規定する就労移行支援又は同条第１５項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第１８条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第４１条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第６項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第３項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。
 - (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、管理規程で定める手続により、買入れる契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- ２ 前項第８号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- ３ 第１項第９号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- ４ 前２項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

■那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）

第3章 契約の相手方の選定

第3節 随意契約

（令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の限度額）

第32条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約は、予定価格が、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額以下のものとする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

（令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約に係る手続）

第33条 課長等は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定による随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、当該契約の履行が可能な者が1人であるときは、これを省略することができる。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- (3) 契約の申込方法

2 課長等は、前項に規定する随意契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の住所及び氏名（契約の相手方が法人その他の団体である場合にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (3) 契約金額
- (4) 契約年月日
- (5) 契約の相手方を決定した理由

3 前2項の規定による公表は、公告その他の方法により行うものとする。

4 前3項に規定する随意契約に係る情報の公表は、予定価格が、物品を買い入れる契約にあっては150万円以下、役務の提供を受ける契約にあっては100万円以下であるときは、これを省略することができる。

（随意契約に係る予定価格の設定）

第34条 課長等は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第16条の規定に準じて予定価格を設定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、執行同等に併記することにより予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 締結しようとする契約の相手方が1人であるとき。
- (2) 予定価格が50万円以下であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予定価格調書を作成する必要がないと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の設定を省略するこ

とができる。

- (1) 次条第2項第1号から第6号までのいずれかに該当するとき。
- (2) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある、かつ、予定価格を設定する時間的余裕がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予定価格を設定することが困難であると認められるとき、又は予定価格を設定する必要があると認められるとき。

(随意契約に係る見積書の徴取)

第35条 課長等は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を1人の者からとすることができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
 - (2) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要があるとき。
 - (3) 予定価格が20万円以下である契約をするとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、2人以上の者から見積書を徴することが困難であると認められるとき、又は2人以上の者から見積書を徴する必要があると認められるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 官報、新聞、雑誌その他これらに類する定期刊行物、法令集等の加除式図書に係る追録その他価格が通常定価であり、かつ、周知されているものを購入するとき。
 - (2) 郵便はがき、郵便切手、印紙、証紙その他法令等により取引価格又は料金が一定しているものを購入するとき。
 - (3) 予定価格が10万円以下である契約をするとき。
 - (4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体と契約するとき。
 - (5) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約をするとき。
 - (6) 資金前渡を受けて契約をするとき。
 - (7) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある、かつ、見積書を徴する時間的余裕がないとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴することが困難であると認められるとき、又は見積書を徴する必要があると認められるとき。

(見積書の開封)

第36条 課長等は、見積書の提出があったときは、これを開封し、その内容を審査したうえ契約の相手方を決定するものとする。

- 2 課長等は、見積書を開封した結果について見積状況調書を作成するものとする。

(契約の相手方の決定)

第37条 課長等は、前条の規定により契約の相手方を決定するときは、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込み又は見積りをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支出の原因となる契約を締結する場合において、当該契約がその性質又は目的からこれにより難しいものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込み又は見積りをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込み又は見積りをした者を契約の相手方とすることができる。

(決定の通知)

第38条 課長等は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、直ちにその旨を当該契約の相手方に通知するものとする。ただし、見積書の徴取を省略したもの又は課長等が特に必要がないと認めたものについては、これを省略することができる。

第4章 契約の締結

(契約の締結方法等)

第40条 課長等は、前章の規定により契約の相手方が決定されたときは、当該契約の相手方と遅滞なく契約を締結するものとする。

2 前項の規定による契約の締結は、次の各号のいずれかに掲げる方法により契約書を作成し、当該契約書を取り交わすことにより行うものとする。

(1) 当該契約の相手方に契約書の案の作成及び記名押印を求め、当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

(2) 課長等において契約書の案を作成し、当該契約の相手方に当該契約書の案を送付して記名押印を求め、更に当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

3 課長等は、第25条（第31条において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第38条の規定による通知をするときは、当該通知に前項に規定する契約の締結方法を明記しておくものとする。

4 契約の相手方は、第25条又は第38条の規定による通知を受けたときは、当該送付を受けた日の翌日から起算して7日以内（那須烏山市の休日に関する条例（平成17年那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除く。）に契約書の案に記名押印し、当該契約書の案を課長等に提出するものとする。ただし、課長等は、やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

5 課長等は、前項の規定により契約書の案の提出があったときは、当該契約書の案に記名押印し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により当該契約を確定させたときは、当該契約書の1通を当該契約の相手方に送付するものとする。

6 課長等は、契約の相手方から第4項の規定による契約書の案の提出期限までに契約書の案の提出がなかったときは、当該契約の相手方が当該契約を辞退したものとみなす。この場合において、その者の納付に係る入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、地方自治法第234条第4項の規定により市に帰属するものとする。

(議会の議決に付さなければならない契約に係る仮契約の締結方法等)

第41条 課長等は、締結しようとする契約が那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年那須烏山市条例第40号）第2条及び第3条の規定により議会の議決に付さなければならない契約であるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該議会の議決を得たときに本契約を締結する旨を内容とした仮契約を締結し、議会の議決を得た後に、遅滞なく本契約を締結するものとする。

2 前条第2項から第6項までの規定は、仮契約書を作成する場合について準用する。

3 前2項の場合において、当該仮契約書に、議会の議決を得たときに当該契約が成立し本契約としての効力を生じる旨を記載したときは、本契約書の作成を省略することができる。この場合において、当該議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を仮契約の相手方に通知するものとする。

(契約書の記載事項等)

第42条 契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 契約の目的

(2) 契約の金額

(3) 履行期限又は期間

(4) 契約保証金に関する事項

(5) 契約履行の場所

(6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

(7) 監督及び検査

(8) 履行の遅滞、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(9) 危険負担

- (10) 契約不適合責任
 - (11) 契約の解除条件
 - (12) 契約に関する紛争の解決方法
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 総務課長は、必要があると認めるときは、課長等が作成する契約書に関し、契約の種類ごとに標準となるべき書式を定めることができる。
- 3 課長等は、前項の規定により契約書の書式が定められたときは、当該書式に準拠して、契約書を作成するものとする。

（契約書の作成を省略することができる場合）

- 第43条** 課長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。
- (1) 工事又は製造の請負で契約金額が50万円以下である契約をするとき。
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもので契約金額が20万円以下である契約をするとき。
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
 - (4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体と契約するとき。
 - (5) 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約をするとき。
 - (6) せり売りに付するとき。
 - (7) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある、かつ、契約書を締結する時間的余裕がないとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、性質又は目的により特に契約書を作成する必要がないと認められる契約をするとき。
- 2 課長等は、前項第1号又は第2号の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するためその契約に必要な事項を記載した請書その他適当な文書を徴するものとする。ただし、契約金額が10万円以下であるときその他見積書の徴取を省略した契約であるときは、これを省略することができる。
- 3 課長等は、第1項第7号の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の相手方から業務の完了後速やかに完了報告書及び請求内訳書を提出させなければならない。

（契約保証金）

- 第44条** 課長等は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。
- 2 前項の契約保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。
- (1) 第12条第2項各号に掲げるもの
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 3 市長は、第12条第2項第3号及び前項第2号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる契約保証金に代わる担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 第12条第2項各号に掲げるもの 同条第4項各号に定めるとおりとする。
 - (2) 第2項第2号に掲げるもの その保証する金額とする。

（契約保証金の免除）

- 第45条** 課長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 国、他の地方公共団体その他の公共団体と契約するとき。
 - (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (7) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (8) 契約金額が次のアからオまでに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに掲げる額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ア 工事又は製造の請負 200万円
 - イ 財産の買入れ 150万円
 - ウ 物件の借入れ 80万円
 - エ 財産の売払い 50万円
 - オ 物件の貸付け 30万円
 - カ 業務の委託その他アからオまでに掲げるもの以外のものの 100万円
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、契約の性質上契約保証金を納めさせる必要がないと認められるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 課長等は、前項第1号又は第2号の規定により契約保証金を免除するときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

（契約保証金の還付）

- 第46条** 課長等は、第44条第1項の契約保証金を納めさせたとき、又は同条第2項において準用する第12条第2項各号に掲げるものを契約保証金に代わる担保として提供させたときは、契約の履行を確認した後、直ちにこれを契約の相手方に還付しなければならない。
- 2 第14条第3項の規定は、契約保証金について準用する。

■那須烏山市随意契約事務取扱規程（平成24年那須烏山市規程第27号）

（趣旨）

第1条 この規程は、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、随意契約の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（執行伺）

第2条 課長等（本庁の課長及び議会事務局長並びに出先機関の長をいう。以下同じ。）は、随意契約により契約を締結しようとするときは、当該契約の目的、内容、根拠条項、予定価格、見積りを徴する者（以下「見積徴取業者」という。）等について執行伺により所定の決裁を受けて執行しなければならない。ただし、予定価格の設定及び見積書の徴取を省略するときは、この限りでない。

2 前項の執行伺には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類の添付は、契約規則第34条第1項ただし書の規定により当該書類の作成を省略するときは、この限りでない。

- (1) 設計書、図面、仕様書その他契約に係る工事の施行、業務の執行等に必要な書類
- (2) 予定価格調書（別記様式第1号）
- (3) 見積徴取業者選定調書（別記様式第2号又は別記様式第3号）

3 第1項の規定により決裁を受ける場合において、当該随意契約が次の各号に掲げる規定によるものであるときは、それぞれ当該各号に定める者の合議を経なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号まで 総務課長
- (2) 令第167条の2第1項第3号 健康福祉課長
- (3) 令第167条の2第1項第4号 商工観光課長

（見積徴取業者の選定基準）

第3条 見積徴取業者は、原則として、競争入札参加資格の認定を受けている者のうちから選定するものとする。ただし、契約金額が50万円以下となることが見込まれる建設工事及び建設工事に係る修繕については、那須烏山市小規模工事等契約希望者登録規程（平成17年那須烏山市規程第23号）の定めるところにより小規模工事等の契約希望者の登録を受けている者のうちから選定するよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができなるときその他特別の理由があるときは、競争入札参加資格の認定の有無にかかわらず、見積徴取業者を選定することができる。この場合においては、当該見積徴取業者に係る会社概要、業務実績等の情報を収集し、その適正性、信用力等を客観的に評価できるようにしておかなければならない。

（選考委員会での審議）

第4条 随意契約が令第167条の2第1項第2号及び第5号から第9号までの規定によるものであって、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えるものであるときは、見積徴取業者の選定について、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年那須烏山市規程第26号）に基づく建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経なければならない。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 業務の委託その他前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

2 課長等は、前項の規定により選考委員会の審議を受けようとするときは、選考委員会開催日の7

日前までに、第2条の規定により決裁を受けた見積徴取業者選定調書その他当該随意契約の参考となる資料を総務課長に提出しなければならない。

- 3 課長等は、選考委員会の審議の結果を受けるまでは、当該随意契約に係る見積依頼その他の手続を執行してはならないものとする。

(見積依頼伺)

第5条 課長等は、選考委員会における審議の結果、見積徴取業者の選定が適当であると認められたときは、見積依頼伺により所定の決裁を受けて当該見積徴取業者に対する見積依頼をしなければならない。

- 2 課長等は、見積依頼をするときは、見積依頼書のほか、必要に応じて、設計書、図面、仕様書、特記仕様書等を添付し、見積徴取業者が適正な見積りを行えるように配慮しなければならない。
- 3 課長等は、随意契約が選考委員会での審議を要しないものであるときは、第2条に規定する執行伺とこの条に規定する見積依頼伺とを併合して処理することができる。
- 4 課長等は、随意契約が令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定によるものであって、当該契約の履行が可能な者が2者以上あり、かつ、当該随意契約の予定価格が物品を買い入れる契約にあつては150万円、役務の提供を受ける契約にあつては100万円を超えるものであるときは、見積依頼をする前に契約規則第33条第1項の規定により同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(見積期間)

第6条 課長等は、見積書を徴するときは、7日以上の見積期間を設けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、当該期間を短縮することができる。

- 2 前項に規定する期間は、見積依頼書を郵送する場合は発送する日の翌日から起算し、その他の方法による見積依頼の場合は依頼日から起算し、那須烏山市の休日に関する条例（平成17年那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除いて算定するものとする。

(見積書の提出)

第7条 提出を受ける見積書は、見積徴取業者が適宜に作成した書式によるものとし、特に指定した場合を除き、消費税及び地方消費税の額を区分して記載させるとともに、当該消費税及び地方消費税の額を含めた金額を見積金額として記載させなければならない。

- 2 見積書は、原則として、持参して提出させるものとする。ただし、課長等が持参させる必要がないと認めたときは、郵送によることができる。
- 3 課長等は、見積書が正当な理由がなく指定した期日までに到着しないときは、これを無効とし、見積合わせを辞退したものとして取り扱うものとする。

(見積書の開封)

第8条 前条の規定により徴した見積書の開封は、課長等が行う。ただし、見積徴取業者から求めがあったときは、当該見積徴取業者を立ち合わせて行うことができる。

(見積状況調書の作成)

第9条 課長等は、前条の規定により見積書を開封したときは、契約規則第36条第2項の規定により見積状況調書（別記様式第4号）を作成しなければならない。

(契約の相手方の決定伺)

第10条 課長等は、前2条の規定により見積書を開封し、契約規則第37条の規定により契約の相手方を選定したときは、決定伺により所定の決裁を受けて当該契約の相手方を決定しなければならない。

(決定の通知)

第 11 条 課長等は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、契約規則第 38 条の規定により速やかにその旨を当該契約の相手方に通知しなければならない。

2 課長等は、前項の通知をするときは、次条に規定する契約の締結方法を明記しておくものとする。この場合において、同条第 1 項第 2 号に掲げる方法により契約を締結するときは、作成した契約書の案を当該通知に併せて添付しなければならない。

3 課長等は、見積書を提出した者のうち契約の相手方とならなかった者に対しては、その旨並びに決定した契約の相手方の名称及び契約予定金額を通知しなければならない。

(契約の締結方法)

第 12 条 契約の締結は、契約規則第 43 条の規定により契約書の作成を省略する場合を除き、契約規則第 40 条第 2 項の規定により次の各号のいずれかに掲げる方法により契約書を作成し、当該契約書を取り交わすことにより行うものとする。

(1) 当該契約の相手方に契約書の案の作成及び記名押印を求め、当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

(2) 課長等において契約書の案を作成し、当該契約の相手方に当該契約書の案を送付して記名押印を求め、更に当該契約書の案の提出を受けてこれに記名押印する方法

2 課長等は、契約規則第 43 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により契約書の作成を省略するときは、同条第 2 項の規定により次に掲げる請書その他適当な文書を徴しなければならない。

(1) 工事請負請書（別記様式第 5 号）

(2) 物品売買請書（別記様式第 6 号）

(3) 業務委託請書（別記様式第 7 号）

(契約の締結伺)

第 13 条 課長等は、契約の相手方から記名押印された契約書の案の提出を受けたときは、当該提出のあった契約書の案を添付し、契約の締結伺により所定の決裁を受けて当該契約書の取交しを行わなければならない。

(随意契約結果調書等の提出等)

第 14 条 課長等は、締結した随意契約の予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えるものであるときは、随意契約結果調書（別記様式第 8 号）及び見積状況調書を総務課長に提出しなければならない。

(1) 工事又は製造の請負 200 万円

(2) 財産の買入れ 150 万円

(3) 物件の借入れ 80 万円

(4) 財産の売払い 50 万円

(5) 物件の貸付け 30 万円

(6) 業務の委託その他前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

2 課長等は、締結した随意契約が令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定によるものであって、当該随意契約の予定価格が物品を買い入れる契約にあっては 150 万円、役務の提供を受ける契約にあっては 100 万円を超えるものであるときは、前項の規定により随意契約結果調書及び見積状況調書を総務課長に提出するほか、契約規則第 33 条第 2 項の規定により同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(契約を変更した場合の契約変更調書の提出)

第 15 条 課長等は、前条第 1 項各号に掲げる契約を締結した後に当該契約について契約金額の変更を伴う変更をしたときは、変更契約調書（別記様式第 9 号）を総務課長に提出しなければならない。

(契約結果の公表)

第 16 条 総務課長は、前 2 条の規定により提出のあった随意契約結果調書及び見積状況調書並びに変更契約調書については、那須烏山市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する規則（平成 17 年那須烏山市規則第 36 号）の定めるところにより閲覧により公表するものとする。

（その他）

第 17 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

予 定 価 格 調 書

作成日 年 月 日

予定価格を次のとおり定める。

所 管 課	
契 約 の 件 名	
契 約 の 内 容	
設 計 額 又 は 予 算 額	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
予 定 価 格	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
備 考	

別記様式第2号（第2条関係）

見積徴取業者選定調書
（令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合）

所 管 課			
契 約 の 件 名			
契 約 の 内 容			
予 定 価 格	円		
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第1号		
随 意 契 約 の 理 由	那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第32条の規定に基づく次の金額を超えないものであるため。 ☐ 工事又は製造の請負 200万円 ☐ 財産の買入れ 150万円 ☐ 物件の借入れ 80万円 ☐ 財産の売払い 50万円 ☐ 物件の貸付け 30万円 ☐ その他のもの 100万円 ※注 該当する契約の区分に✓をすること。		
見 積 徴 取 業 者			
商号又は名称	代表者等氏名	住所	備考

別記様式第3号（第2条関係）

見積徴取業者選定調書

（令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による随意契約の場合）

		会 社 区 分		
		業 種 名		
所管課				
契約の件名				
契約の内容				
予定価格				円（税込）
履行期間、 工事期間又は 納入期限	日間	契約日から 年 月 日まで		
随意契約の号 数	令第167条の2第1項第 号			
随意契約理由				
選定ポイント				
見 積 徴 取 業 者				
商号又は名称	代表者等氏名	住所	備考	
※未登録業者を選定する理由				
備考	建設工事等の区分	請負等対象額	指名業者数	
		万円以上 万円未満	者	

別記様式第4号（第9条関係）

見 積 状 況 調 書

所 管 課					
契 約 の 件 名					
予 定 価 格	円				
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第 号				
見 積 書 開 封 年 日 時	年 月 日 時				
見 積 書 開 封 場 所					
見 積 書 開 封 立 会 者					
見 積 徴 取 業 者 名	第1回		第2回		備 考
	金 額（税 込 み）	順 位	金 額（税 込 み）	順 位	
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		
	円		円		

工 事 請 負 請 書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
契 約 保 証 金	

上記の工事について、次の事項を守り、信義に従って誠実にこれを施工します。

- 1 頭書の工事を頭書の工期内に完成すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を市長の承認を得ることなく第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- 3 工事の施工に関しては、市長の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。
- 4 工事に使用する材料は、使用する前に監督員の検査を受けて合格したものを使用しなければならず、検査の結果、不合格となった材料は、直ちに引き取ること。
- 5 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認できない工事を施工するときは、監督員の立会いの下に施工すること。
- 6 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、市長又は監督員から設計図書に基づく改造の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金額の増額又は工期の延長の請求はできないこと。
- 7 請負者の責めに帰する理由により頭書の工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして工期内に届け出ること。この場合において、工期を超えて完成する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして市長の承認を受け、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第52条の定めるところによる遅延損害金を支払い、工事を完成すること。
- 8 請負者の責めに帰する理由によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納入されていないときは、請負代金額の10分の1に相当する額の違約金を市長の指定する期間内に支払うこと。
- 9 工事が完成したときは書面により通知し、検査に合格したときは遅滞なく工事の目的物を引き渡すこと。
- 10 本書に定めのない事項については、必要に応じて市長と協議すること。

年 月 日

那須烏山市長 あて

所 在 地
請負者 商号又は名称
代表者の氏名

印

別記様式第6号（第12条関係）

物 品 売 買 請 書

品 名	規 格	数 量	単 価（円）	金 額（円）
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		%	円	
合 計（契 約 金 額）		金 円		
契 約 保 証 金				
納 入 期 限	年 月 日までに納入するものとする。			
納 入 場 所				

上記の物品の売渡しについて、次の事項を守り、誠実にこれを履行します。

- 1 物品を納入するときは、納品書により通知すること。
- 2 納入した物品は、検査に合格したときをもって引渡しがされたものとする。
- 3 納入した物品に隠れたかしがあるときは、1年間、当該かしを補修し、又は市長の指示に従い当該かしがある物品を交換し、若しくは当該かしによって生じた損害を賠償すること。
- 4 売渡人の責めに帰する理由により納入期限までに物品を納入しないときは、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第52条の定めるところによる遅延損害金を支払うこと。
- 5 本書に定めのない事項については、必要に応じて市長と協議すること。

年 月 日

那須烏山市長 あて

所 在 地

売渡人 商号又は名称

代表者の氏名

印

業 務 委 託 請 書

業 務 名	
業 務 場 所	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
委 託 金 額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
契 約 保 証 金	

上記の業務について、次の事項を守り、信義に従って誠実にこれを履行します。

- 1 頭書の業務を頭書の履行期間内に完了すること。
- 2 この契約によって生ずる権利義務を市長の承認を得ることなく第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- 3 業務の履行に関しては、市長の指定した監督員（以下「監督員」という。）の指揮監督に従うこと。
- 4 業務の履行が設計図書に適合しない場合において、市長又は監督員から設計図書に基づく修補の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、委託金額の増額又は期間の延長の請求はできないこと。
- 5 受託者の責めに帰する理由により頭書の履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして履行期間内に届け出ること。この場合において、履行期間を超えて完了する見込みがあるときは、延期の期間を明らかにして市長の承認を受け、那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第52条の定めるところによる遅延損害金を支払い、業務を完了すること。
- 6 受託者の責めに帰する理由によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納入されていないときは、委託金額の10分の1に相当する額の違約金を市長の指定する期間内に支払うこと。
- 7 業務が完了したときは書面により通知し、検査に合格したときは遅滞なく業務の目的物を引き渡すこと。
- 8 本書に定めのない事項については、必要に応じて市長と協議すること。

年 月 日

那須烏山市長 あて

所 在 地

受託者 商号又は名称

代表者の氏名

印

別記様式第8号（第14条関係）

随 意 契 約 結 果 調 書

所 管 課		
契 約 の 件 名		
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第 号	
当 該 随 意 契 約 を 適用した具体的理由		
工事場所、履行場所 又は納入の場所		
工 事 概 要 又 は 業 務 概 要		
工 事 種 別 又 は 業 務 区 分		
工事期間、履行期 間 又 は 納 入 期 限	年 月 日～ 年 月 日	
契 約 の 相 手 方	住 所	
	会 社 名	
	代 表 者 名	
予 定 価 格	円（税込み）	
契 約 金 額	円（税込み）	
契約の相手方の選 定経過及び当該相 手方を選定した理由		

別記様式第9号（第15条関係）

変 更 契 約 調 書

所 管 課		
契 約 の 件 名		
随 意 契 約 の 根 拠	令第167条の2第1項第 号	
契 約 の 相 手 方	住 所	
	会 社 名	
	代 表 者 名	
当 初 契 約 の 内 容		
変 更 契 約 の 理 由 及 び そ の 内 容		
当 初 契 約 年 月 日	年 月 日	
変 更 契 約 年 月 日	年 月 日	
当 初 の 工 事 期 間 又 は 履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
変 更 後 の 工 事 期 間 又 は 履 行 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
当 初 契 約 金 額	円（税込み）	
変 更 金 額	円（税込み）	
変 更 後 の 契 約 金 額	円（税込み）	

令和7年度那須烏山市障がい者優先調達推進方針

令和7年7月7日

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - （※）重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ① 障がいの雇用者数が5人以上
 - ② 障がいの割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

(在宅就業障がい者)

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ・食品類（菓子、パン等）
- ・普及・啓発用品類
- ・日用品類（被服、旗類等）
- ・農作物類（花苗、野菜苗、プランター等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・資源回収作業（事業系ごみ回収等）
- ・印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ちらし等）
- ・施設・公園等の除草・清掃作業
- ・軽作業（袋詰め、封入、包装等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を健康福祉課において策定の上、実施する。
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、市役所各部署に周知の上、発注推進を図るものとする。
- (3) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。

7 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、翌年度に概要を取りまとめのうえ、市ホームページにより公表する。

8 調達の目標

令和7年度の調達目標を、次のとおり設定する。

目標額	4,300,000円	（内訳）・物品	500,000円
		・役務	3,800,000円

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

■公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

第2章 情報の公表

（地方公共団体による情報の公表）

第7条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第8条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- (2) 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第9条 前2条の規定は、地方公共団体が、前2条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

■公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）

（地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表）

第5条 地方公共団体の長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- (1) 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
 - (2) 入札及び契約の方法
 - (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）
- 2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。
- (1) 公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - (2) 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法
- 3 前項第2号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。
- 4 第2項第2号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の3月31日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。
- 5 地方公共団体の長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第6条 前条第2項から第4項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

（地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第7条 地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1

- 項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号から第8号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。
- (1) 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (7) 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- (8) 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項
- イ 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
- ロ 自治令第167条の10の2第3項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準
- ハ 自治令第167条の10の2第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- ニ 自治令第167条の10の2第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (9) 次に掲げる契約の内容
- イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ニ 契約金額
- (10) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第9号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
- 4 前3項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。
- 5 第5条第3項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

- 6 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第2項第1号から第8号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

■那須烏山市建設工事等に係る入札及び契約の公表に関する規則

（平成17年那須烏山市規則第36号）

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第5条 市長は、令第7条第2項の規定にかかわらず、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えるものの契約（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）を締結したときは、当該契約ごとに、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、同項第1号から第8号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
 - (2) 財産の買入れ 150万円
 - (3) 物件の借入れ 80万円
 - (4) 財産の売払い 50万円
 - (5) 物件の貸付け 30万円
 - (5) 業務の委託その他前各号に掲げるもの以外のもの 100万円
- 2 前項の規定による公表は、令第7条第4項に規定する公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。
- 3 前項の規定による公衆の閲覧は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を第2条第3項各号のいずれかの方法により公表する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供することにより行うものとする。
- (6) 随意契約により契約を締結した場合における次に掲げる事項 随意契約結果調書
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 契約の件名及び工事、業務履行又は納入の場所その他の契約の概要
 - ウ 契約に係る工事期間、履行期間又は納入期限
 - エ 契約金額
 - オ 当該契約の相手方を選定した理由
- 4 前3項の規定により公表した契約について、契約金額の変更を伴う変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る前項第4号カからクまでに掲げる事項及び同項第6号イからオまでに掲げる事項並びに変更の理由を変更契約調書により公表するものとする。